

総務委員会 所管事務調査報告書

総務委員会では、令和7年度の所管事務調査事項を下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

1 調査事項

- (1) 企業版ふるさと納税について
- (2) 消防指令センターをはじめとした消防行政について

2 委員構成

委員長	太田 龍三	副委員長	松葉谷光由
委員	矢田真佐美	委員	山中 智博
委員	水谷 進	委員	市川 哲夫
委員	曾我 正彦	(三重県議会議員補欠選挙に立候補したため、8月29日付けで自動失職)	

3 調査活動概要

令和7年7月4日 委員会

執行部から調査事項の現状を聴取

- (1) 企業版ふるさと納税について
- (2) 消防指令センターをはじめとした消防行政について

令和7年7月29日～令和7年7月31日 行政視察

視察先及び内容

- ・神奈川県海老名市 「県央東部消防指令センターの取り組みについて」
- ・茨城県水戸市 「企業版ふるさと納税の取り組みについて」
- ・埼玉県川越市 「企業版ふるさと納税の取り組みについて」
- ・東京都千代田区 「鈴鹿市東京事務所について」

令和7年8月5日 委員会

行政視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) 企業版ふるさと納税について
- (2) 消防指令センターをはじめとした消防行政について

令和7年10月3日 行政視察

視察先及び内容

- ・愛知県小牧市 「尾張中北消防指令センターの取り組みについて」

令和7年10月7日 委員会

行政視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) 企業版ふるさと納税について
- (2) 消防指令センターをはじめとした消防行政について

令和7年11月4日 委員会

調査事項のまとめ

- (1) 企業版ふるさと納税について
- (2) 消防指令センターをはじめとした消防行政について

令和7年12月12日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

4 調査研究の結果

(1) 企業版ふるさと納税について

—鈴鹿市の現状—

企業版ふるさと納税制度（地方創生応援税制）は、地方公共団体が民間資金を活用し、地方創生の取り組みをさらに加速化することを目的として、平成28年度に創設された制度である。国が認定した地域再生計画に記載された事業（第2期鈴鹿市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲載された本市が行う事業全般）に対して企業が寄附を行った場合、税制上の優遇を受けられる制度である。

令和2年度の税制改正により、企業と地方自治体の双方にとって、本制度が活用しやすくなった。主な改正点としては、税額控除割合を最大9割まで引き上げたこと、自治体が作成する地域再生計画の認定手続きを簡素化、寄附時期の制限の大幅な緩和等である。

これらの改正に伴い、寄附額及び寄附件数が全国的に増加傾向にあり、令和5年度の全国の寄附実績は、寄附額470.0億円（前年比1.4倍）、寄附件数14,022件（前年比約1.7倍）となっている。

本市は、平成28年度の制度開始時点では活用がなく、令和3年度の寄附額は1,700千円、寄附件数4件であったが、令和6年度には、寄附額52,200千円、寄附件数14件となった。

次に、令和7年度における本市の取り組みの方向性であるが、毎年府内から本制度の活用を希望する取り組みの提案を募り、提案のあった事業については、ご支援いただきたい取り組みとして広報パンフレットを作成している。

また、寄附の獲得に向けて、次の手法を行っている。

- ア 市公式ウェブサイトでのPR
- イ 市長によるトップセールス
- ウ 担当部局からのPR
- エ マッチング支援事業者の活用（令和6年度から。年度中1件 寄附額4,000万円）
- オ 東京事務所との連携（令和7年度から）
マッチング支援事業者との連携やトップセールスの機会を活用しながら、東京圈を本社とする企業をターゲットに、きめ細かなPRと寄附を検討する企業のサポートを実施する。

—観察概要—

(1) 茨城県水戸市

水戸市では、寄附を呼び込むため、次の3つのアプローチを活用している。

- ア 寄附促進を図るフル型のアプローチ
 - ① 水戸市ホームページ上において、イチオシの寄附対象事業を掲載。
 - ② 地域金融機関の県外店舗にチラシを設置。
- イ 企業版ふるさと納税マッチング支援サービス
 - ① 企業に向け営業活動を行う寄附額に応じた手数料を支払う成功報酬型のサービスであり、3社と契約している。
- ウ 市からの積極的なプッシュ型のアプローチ
 - ① 事業担当課から直接声かけ、文書送付等による寄附の働きかけ。

これらのアプローチや令和2年度の税制改正により、水戸市の企業版ふるさと納税の実績は、平成29年度に寄附件数8件、寄附額1,200千円から、令和6年度に寄附件数30件、寄附額154,591千円となる。

水戸市では、制度開始当初は、企業への周知、近隣自治体間での取り合いを避けたい、遠方の企業とのつながり不足等の課題を抱えていたが、市長自らがトップセールスを行い、6件1,000千円の寄附へ繋げている。

次に、水戸市における企業版ふるさと納税の活用事例としては、シェアサイクル事業「みとちやり」、東町運動公園体育館集客力向上プロジェクト等がある。

東町運動公園体育館集客力向上プロジェクトは、令和2年度に事業費のうち50,000千円を3社からの企業版ふるさと納税を活用している。

また、令和5年度～令和6年度においては、東町運動公園体育館機能向上プロジェクトやサッカーグラウンド・体育館等整備を核としたスポーツ振興プロジェクト等に、企業版ふるさと納税を用いている。

さらに、東町運動公園体育館機能向上プロジェクトは、スポーツコンベンションによる市への経済効果を踏まえ、茨城ロボッツがB. LeagueのトップリーグとなるBプレミアへ参入することを支援、また利用者の利便性向上を図るために改修工事を進めるものであった。この事業に対する企業版ふるさと納税額は、令和6年度までに198,700千円を集めなど、積極的に取り組まれている。

—観察概要—

(2) 埼玉県川越市

川越市では、寄附を呼び込むため、次の3つのアプローチを活用している。

ア 市ホームページへの掲載

イ 企業とのマッチング会（企業版ふるさと納税マッチング交流会等）への参加

ウ その他

① P Rチラシの配布

② 令和3年度以降、民間サービス6社の成功報酬型のサービスを利用

これらのアプローチにより、川越市の企業版ふるさと納税の実績は、令和3年度に寄附件数4件、寄附額13,700千円であったが、令和5年度には寄附件数28件、寄附額34,420千円となった。

また、令和4年度には、寄附額が事業費を上回るおそれから、年度途中で寄附案内を休止した事業があり、川越市企業版ふるさと納税基金条例を制定している。この基金に、一旦積み立てることで、寄附受入の翌年度以降の事業費に充当できるようになり、年度を超えた事業や多額の事業費が必要となる年度に向けて、寄附の受け入れが可能となった。

同基金は、令和5年度2,001,000円、令和6年度に4,115,105円を積み立てており、同年度末残高は6,116,105円となっている。

次に、川越市では企業版ふるさと納税（人材派遣型）についても、活用されていた。

同制度は、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体等に派遣することで、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的として、令和2年に創設され、次の特徴がある。

ア 地方公共団体のメリット

① 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる。
・実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる。
・関係人口の創出・拡大も期待できる。

イ 企業のメリット

・派遣した人材の人事費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる。
・寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる。
・人材育成の機会として活用することができる。

実際の活用事例として、川越市では同制度を活用した人事交流として、グリーンツーリズム整備推進事業や観光に関する事業において、企画・運営や情報発信に従事された。

川越市では、企業版ふるさと納税の成果として、次のことを考えられていた。

ア 企業版ふるさと納税の成果

① 企業に対する地域の魅力や行政の取り組みをP Rする機会となり、官民連携につながる。

- ② 寄附受け入れにより、新規事業や事業の拡充を促進できる。
 - ③ 歳入を増やす、財源を確保するという意識の醸成につながる。
- イ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の成果
- ① 派遣者の専門知識、技能を発揮いただき、より高い事業成果を生み出せる。
 - ② 派遣者の技能や知見を他の職員にご教授いただくなど、従事する事業のみにとどまらない、よりよい成果をもたらしている。

一まとめ一

両市とも企業への情報発信にあたって、市ホームページへの掲載や民間企業の企業版ふるさと納税マッチング支援サービスを活用している。

水戸市では、地域金融機関の県外店舗にチラシを設置するなど、取引先へのアプローチに活用いただき、また市からのアプローチとして、事業担当課から直接声かけ、文書送付等による寄附の働きかけを行っている。一方、川越市は企業とのマッチング会にて、企業版ふるさと納税をPRするなど、企業へのアプローチを積極的に行われている。

同制度は、寄附企業は税制優遇があるものの、金銭や人材など企業に負担が生じることや、企業版ふるさと納税での寄附についての企業の考え方、対象となる事業との関わりなどを踏まえて、企業が寄附を行うか判断することなどから、市の事業に対する理解が得られるよう魅力ある事業の構築、なぜ鈴鹿市へ寄附をするのか、さまざまなチャネルを活用し、訴求力のあるPRに努めることが必要である。

企業版ふるさと納税（人材派遣型）については、派遣された企業の人材のノウハウや技能により、精度の高い成果を生み出すほか、市職員へのノウハウの伝授など効果が得られている。今後、本市が実施するためには、人材の受け入れについての仕組みづくりを調査研究する必要がある。

東京圏の企業に向け、積極的なアプローチを行うには、東京事務所の活用は不可欠であり、企業との関係性を持続させるため、東京事務所の体制について留意する必要がある。

（2）消防指令センターをはじめとした消防行政について

一鈴鹿市の現状一

消防指令センターを共同運用することで、財政的な効果や人員効果が見込まれることから、本市、津市及び亀山市の3市の共同事業として、令和4年9月定例議会において、3市の議会の承認を得て、同年10月に津市消防本部に協議会を設置し、事業を進めている。

消防指令業務共同運用基礎調査における整備費用は、本市単独で整備した場合と3市共同で整備した場合の概算費用を比較したところ、単独整備した場合に比べ、共同整備の財政支援（緊急防災・減災事業債を活用：100%活用した場合、交付税算入率70%となる。）を活用した場合には、トータル約25億円、本市においては、約8億2千万円の財政効果がある。

契約事務は、津市が行っており、本市と亀山市については、負担金として津市に支払うこととなる。負担割合は全体の30%を均等案分、残り70%を人口割により、本市:36.34%、

津市：46.95%、亀山市：16.71%である。

また、消防指令業務の共同運用に伴う人員効果は、現在3市の指令業務に従事する職員47人から、24人での運用が可能となる。本市は15人で運用しているが、共同運用では9人派遣となり、6人の人員効果が見込まれる。これにより、消防隊や救急隊等の警防部門や専門性の高い機関への長期研修など、人材育成も含めて、各市で必要とする部署へ再配置が可能となり、地域全体の消防力の向上につながる。

共同運用により3市の災害情報を一元管理でき、より迅速に3市の境界付近の災害に対する広域応援・受援が可能な体制を構築し、災害対応能力の強化につながる。

初動体制については、市域境界付近の建物火災発生時のみ、応援要請があった場合に、消防隊が相互に応援・受援を行う体制をとっており、管轄署所の部隊が出動困難な場合に近隣本部が応援・受援するゼロ隊運用は未実施であったが、指令業務の共同運用により、市域境界付近の火災・救急・救助に対し、本市の管轄署所の部隊が出動困難な場合は、速やかに直近の津市又は亀山市の部隊が相互に応援・受援を行うゼロ隊運用が可能となる。

共同運用の実施に向けたスケジュールは、令和7年10月に津市、11月本市、12月に亀山市が通信回線の切り替えを順次行い仮運用を開始、令和8年4月より運用開始となる。

—視察概要—

(1) 神奈川県海老名市

海老名市・座間市・綾瀬市が共同運用する県央東部消防指令センターは、海老名市に位置しており、3市がともに更新時期を迎えていた高機能消防指令システム等を共同で整備し、平成27年4月1日より運用を開始した。運用開始から10年が経過した現在、高機能消防指令システム等の整備更新の時期を迎えたことから、新たに、大和市を加え、令和8年度から4市での共同運用を行う。

県央東部消防指令センターでは、勤務体制や人員が明確になる3部制を採用しており、現在1当直7名体制で実施している。各市の地理や出動基準等を熟知した職員が3部制の各当直勤務に複数人あたり、出動判断や当該市との調整等を迅速かつ的確に実施できメリットが大きいことから、この人員配置としている。また、各市消防本部からの派遣職員は、事前に各自治体の地理調査を行うなど、不安の払拭に努めている。

次に、予算配分について、3市で整備した際は、協定書を取り交わし、単独整備割（国庫補助基準額を基礎とする案分）を採用した。維持管理経費は人口割とする負担割合としている。

共同運用による効果として、指令システム及びデジタル無線設備の整備や維持管理に係る経費が単独市での整備に比べ安価となることに加え、指令業務を集約することで、従事する消防指令事務職員の減員が可能となる。また、災害情報が一元化され、消防指令センター内で消防車の連携等の応援出動の判断を迅速かつ的確に行うことができ、連携協力体制の強化や多様化する119番通報への対応が可能となるなど、市民サービスの向上にも結びつくなど効果が得られている。

共同運用する中での県央東部消防指令センターの課題としては、1つのNTT収容局か

ら同配管で消防指令センターまで敷設しているため、回線が掘削工事などで断線した場合等は、119番を受信できなくなる恐れがあり、回線の切り替えにおよそ半日を要する課題がある。

そこで、令和8年の指令システム更新の際に、回線の半分を異なる収容局から異なる経路で敷設し、消防指令センターで受信できるように構築することやNTTが提供するサービス「ボイスワープ」機能を導入することで課題を解消する。ボイスワープ機能は、119番回線をあらかじめ各消防本部へ繋ぎ常に消防指令センターへ転送する機能で、不測の事態で119番の受信ができなくなった場合には、転送を解除することで、迅速に119番回線を各消防本部で受信できるようにするものであり、災害時に備えて通信環境等の整備を進めている。

一観察概要一

(2) 愛知県小牧市

小牧市及び犬山市、江南市、岩倉市、丹羽広域事務組合(大口町及び扶桑町)、西春日井広域事務組合(清須市、北名古屋市及び豊山町)が共同運用する尾張中北消防指令センターは、小牧市に位置しており、新設する消防指令センターの設計・建設や指令設備、無線のデジタル化等の設計・整備を行い、平成28年4月1日より運用を開始している。運用開始以降では、令和3年度に指令設備等の中間更新、令和7年度には通信設備等の中間更新を行い、令和9年度には無線設備等の中間更新を予定している。

尾張中北消防指令センターでは、3交代制の勤務体制としており、管轄するエリアには、山間部や大きな河川、高速道路等の地域的な特色があり、それに応じて出動体制が異なっているため、休暇を除き、各消防本部の職員が1名以上勤務することで、通報場所の特定や指令事故を防いでいる。

また、出動指令の際には、住所検索にて対応するが、通報時、旧町名や住所を伝えられる場合もあるため、派遣1年目の職員を派遣2年目以降の職員や該当する消防本部の職員がフォローするほか、地図上に旧町名を追記するなど、地理面での不安要素に対応しており、大きな混乱に至っていない。

市域境界を越えての応援体制は、従前から各消防本部の間で締結されている応援協定に基づき運用しており、指令書や車両に積載した専用表示機器により、市域を超えた出動においても、比較的スムーズに現場を把握できている。従来から消防本部間の応援協定に基づいた合同訓練を実施しており、指令室が1つになったことで情報共有の円滑化、迅速かつ正確な応援出動につながっている。

次に、外国籍の方からの119番通報への対応について、電話通話サービスにて21言語、24時間対応、多言語対応しており、令和4年度に12回、令和5年度に11回、令和6年度に9回利用している。なお、令和6年度に対応した言語は英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、シンハラ語、ベトナム語、タガログ語であった。

次に、機器等整備や運用等の予算の各消防本部の負担割合については、前年度4月1日現在の住民基本台帳人口による人口割を採用している。

消防指令センターの通信回線については、常用系と非常系の2系統で構成しており、常用系がダウンした場合でも、非常系に切り替えることで119番通報に対応している。なお、通信回線や受信設備の不具合により、消防指令センターでの指令業務が継続できない場合は、各消防本部で119番通報を直接受信できるバックアップ体制を整備している。

次に、共同運用する中での課題は、開始から10年が経過し、指令業務を経験していない職員が増えている。特に救急要請では救急車の出動に加え、ドクターへリ、ドクターカーの要請、現場に居合わせた方への電話による応急手当の口頭指導なども行っており、現場との連携が不可欠であるため、新規異動職員への指令業務の周知、教育が課題と考えている。このほか、以前は大半が固定電話からの通報であったが、現在は携帯電話からの通報が増えており、通報現場の特定や状況把握に高度な判断が求められことや通報者のスマートフォンを通じて現場映像を共有できる「Live119」など最新の機器も導入され、業務の専門性が一層高まっている。

また、指令業務は市民の目に触れる機会はほとんどないため、市民への周知・PRが課題となっているが、消防指令センターは、緊急通報の重要な窓口であり、ウェブサイトやYouTube、SNSでの情報発信、施設見学の受け入れなどを積極的に進め、指令業務の必要性、重要性を広く伝えていきたいとしている。

—まとめ—

指令業務を共同運用することで、指令システム及びデジタル無線設備の整備や維持管理に係る経費が単独市での整備に比べ安価となることに加え、各市の指令業務に従事する消防通信指令事務職員の減員が可能となる。その反面、共同運用を続けていくことで、指令業務を経験したことがない職員が多くなるといった課題も持ち合わせており、新規異動職員への周知・教育がカギとなっている。

設備を整備する経費については、海老名市では、国庫補助基準額を基礎とする案分である単独整備割を取り入れており、維持管理経費は人口割とする負担割合としている。小牧市では、前年度4月1日現在の住民基本台帳人口による人口割を採用している。

消防指令センターの通信回線については、海老名市では、令和8年の指令システム更新の際に、回線の半分を異なる収容局から異なる経路で敷設し、消防指令センターで受信できるように構築することやNTTが提供するサービス「ボイスワープ」機能の導入で対応されており、小牧市では消防指令センターの指令システムを常用系と非常系の2系統で構成して対応している。なお、通信回線や受信設備の不具合により、消防指令センターの指令業務が継続できない場合は、各消防本部で119番通報を直接受信し、バックアップ体制を整えられていた。

また、指令業務については、市民への周知・PRが課題であり、ウェブサイトやYouTube、SNSでの情報発信、施設見学の受け入れなどを通じて、広く指令業務の重要性を発信する必要性を認識した。

5 市行政への提言

以上の調査研究を踏まえ、次のとおり提言する。

1 企業版ふるさと納税について

- ① 寄附につながる情報収集や企業への情報発信を積極的に行うため、マッチングサービスや金融機関等の活用による寄附ニーズの発掘、マッチング会、東京事務所の活用等、本市の魅力が発信できる多様なチャネルを活用し、訴求力のあるアプローチに努めること。なお、東京事務所については、企業との関係性を持続できるよう体制に留意すること。
- ② 人材派遣型は、財政的な負担がなしで、課題解決や企業ノウハウの習得に結びつく制度であるため、受け入れに向けた体制の仕組みづくりを調査研究すること。

2 消防指令センターをはじめとした消防行政について

- ① 的確な指令業務や通信回線の不具合に対応するため、機器の整備、通信回線のバックアップ体制を強化すること。
- ② 共同運用が進むことで、従来の人事異動に比べ、指令業務を経験する職員が減少するため、今後の派遣に備え、経験の浅い若手職員に向けて、指令業務のノウハウの周知や津市・亀山市における地理調査の実施を検討すること。
- ③ 共同化した三重中央消防指令センターは、緊急通報の重要な窓口であり、指令業務をアピールするため、ウェブサイトやYouTube、SNSでの情報発信、施設見学の受け入れなど積極的に進め、市民に向けて周知・広報に努めること。